

京都府公報

号外 第34号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ページ	規 則	
○京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (医療保険政策課)	2	○京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則 (建築指導課)	3
○建築基準法施行条例及び京都府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	〃		

本号で公布された条例のあらまし

◇京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例(京都府条例第40号)(医療保険政策課)

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)による国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

政令の条ずれに伴い、所要の規定整備を行うこととした。

3 施行期日

令和6年12月2日

◇建築基準法施行条例及び京都府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(京都府条例第41号)(建築指導課)

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)による建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 建築基準法施行条例(昭和35年京都府条例第13号)の一部改正

法の項ずれに伴い、所要の規定整備を行うこととした。(第1条(第22条)関係)

(2) 京都府福祉のまちづくり条例(平成7年京都府条例第8号)の一部改正

ア 応急仮設建築物等の工事の完了後の知事への届出を不要とすることとした。(第2条(第19条、第24条)関係)

イ 学校等の特定まちづくり施設の建築主が国、都道府県等である場合において、当該施設の工事に当たり法に基づく計画通知を要するときは、条例に基づく知事に対する工事計画の通知を別途要しないこととした。(第3条(第19条、第24条)関係)

ウ その他建築基準法の改正等に伴う所要の規定整備を行うこととした。(第2条(第19条、第24条)、第3条(第19条、第24条)関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号に規定する政令で定める日。ただし、2の(2)のア及びウの一部については、令和6年10月18日

(2) 経過措置

2の(2)のイについて、所要の経過措置を定めることとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例及び京都府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

令和6年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第40号

京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例（平成29年京都府条例第44号）の一部を次のように改正する。

「第3条第5項」を「第2条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

京都府条例第41号

建築基準法施行条例及び京都府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

（建築基準法施行条例の一部改正）

第1条 建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）の一部を次のように改正する。

第22条第6号中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同条第7号中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同条第8号中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改める。

（京都府福祉のまちづくり条例の一部改正）

第2条 京都府福祉のまちづくり条例（平成7年京都府条例第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「ときに」の右に「ついて」を加え、同条第3項中「又は応急仮設建築物等の設置」を削る。

第24条第1項中「規定は」を「規定は、」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条 京都府福祉のまちづくり条例の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「変更」を「変更（第24条第2項第1号及び第2号において「特別特定建築物建築等」という。）に」に改め、「又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知」を削り、同条第4項中「又は通知」を削る。

第24条第1項中「府」を「都道府県」に、「者に」を「者である事業者（以下この条において「国等」という。）に」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、次項から第6項までに定めるところによる。

第24条第2項中「前項ただし書」を「第2項（第4項において準用する場合を含む。）」に改め、同条中同項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 国等（京都府を除く。第4項及び第5項において同じ。）は、特定まちづくり施設の設置の工事を行うときは、当該工事に着手する前に、その計画を知事に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該工事に係る特別特定建築物建築等について建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認を要する場合

(2) 当該工事に係る特別特定建築物建築等について建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合（同法第18条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた場合を含む。）

(3) 応急仮設建築物等の設置の工事を行う場合

3 建築基準法以外の法令（規則で定める法令に限る。）の規定により国等とみなされて同法第18条（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定が準用される事業者（第1項の規則で定める者であるものに限る。）に対する前項第2号の規定の適用については、同号中「建築基準法」とあるのは「次項の法令において準用する建築基準法」と、「同法」とあるのは「次項の法令において準用する同法」とする。

- 4 前2項の規定は、国等が第2項の通知に係る計画の変更（整備基準に係る事項の変更に限る。）をしようとするときについて準用する。
- 5 国等は、第2項（前項において準用する場合を含む。）の通知に係る設置の工事が完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 6 第19条第4項の規定は、第2項ただし書（第1号及び第2号に係る部分に限り、第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける特定まちづくり施設について準用する。この場合において、同条第4項中「同号の確認」とあるのは、「第24条第2項第1号の確認又は同項第2号（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に規定する政令で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の京都府福祉のまちづくり条例第24条の規定は、この条例の施行の日以後に設置の工事に着手する特定まちづくり施設について適用し、同日前に当該工事に着手した特定まちづくり施設については、なお従前の例による。

規 則

京都府広域振興局長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第46号

京都府広域振興局長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則

（京都府広域振興局長等に権限を委任する規則の一部改正）

第1条 京都府広域振興局長等に権限を委任する規則（昭和31年京都府規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第14項第32号ア中「受理」の右に「及び法第18条第18項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査報告書の受理」を加え、同号イ中「（法）」を「及び第18条第19項（これらの規定を法）」

に改め、同号ウ中「第7条の2第6項（）」を「第7条の2第6項及び第18条第27項（これらの規定を）」に、「第7条の4第6項（）」を「第7条の4第6項及び第18条第36項（これらの規定を）」に改め、同号エ中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同号オ中「（法）」を「及び第18条第39項（これらの規定を法）」に改め、同号カ中「（法）」を「及び第18条第40項（これらの規定を法）」に改める。

（建築基準法施行細則の一部改正）

第2条 建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項の(2)中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同表の6の項中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同表の7の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表の8の項中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改める。

別表第3の1の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表の37の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表の39の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改める。

（京都府手数料徴収条例施行規則の一部改正）

第3条 京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の208の23の項中「第18条第18項」を「第18条第22項若しくは第26項」に改める。

（京都府福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）

第4条 京都府福祉のまちづくり条例施行規則（平成7年京都府規則第25号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第4号中「前3号に」を「前各号に」に、「前3号」を「、第1号から第3号まで」に改め、同条中同号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 特定まちづくり施設を設置する場合で、当該特定まちづくり施設が条例第19条第1項第2号に規定する応急仮設建築物等であるとき。

第7条第3項中「の規定」を「（前条第4号に係る部分を除く。）の規定」に、「前2項の」を「、これらの規定に規定する」に改める。

第12条中「及び第2項」を削り、「次のとおり」を「次に掲げる法人」に改め、第1号から第6号までを次のように改める。

- (1) 地方住宅供給公社
 - (2) 地方道路公社
 - (3) 日本下水道事業団
 - (4) 国立大学法人
 - (5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - (6) 独立行政法人水資源機構
- 第12条中第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。
- (7) 独立行政法人国立高等専門学校機構
 - (8) 独立行政法人国立病院機構
 - (9) 独立行政法人都市再生機構

第5条 京都府福祉のまちづくり条例施行規則の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「(国等の施設の特例を受ける者の範囲等)」に改め、同条第10号中「府」を「都道府県」に、「第18条」を「第18条(同法第87条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)」に、「公社等」を「事業者」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 条例第24条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 地方住宅供給公社法施行令(昭和40年政令第198号)
- (2) 地方道路公社法施行令(昭和45年政令第202号)
- (3) 日本下水道事業団法施行令(昭和47年政令第286号)
- (4) 国立大学法人法施行令(平成10年政令第478号)
- (5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成15年政令第293号)
- (6) 独立行政法人水資源機構法施行令(平成15年政令第329号)
- (7) 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令(平成15年政令第479号)
- (8) 独立行政法人国立病院機構法施行令(平成15年政令第516号)
- (9) 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成16年政令第160号)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、前項各号の者が国、都道府県又は市町村とみなされて建築基準法第18条の規定が準用されることを定める規定を有する法令

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。